

島根、昭44不9・昭46不2・3、昭50. 2.22

命 令 書

申立人 私鉄中国地方労働組合一畠電鉄支部

被申立人 一畠電気鉄道株式会社

主 文

- 1 被申立人は、申立人私鉄中国地方労働組合一畠電鉄支部出雲分会組合員A 1に対してなした昭和44年7月23日付出勤停止20日の懲戒処分を取り消し、同処分がなかったならば受けるはずであった諸給与相当額を支払わなければならぬ。
- 2 被申立人は、申立人私鉄中国地方労働組合一畠電鉄支部出雲分会組合員A 2に対してなした昭和45年4月22日付出勤停止20日の懲戒処分を取り消し、同処分がなかったならば受けるはずであった諸給与相当額を支払わなければならぬ。
- 3 被申立人は、申立人私鉄中国地方労働組合一畠電鉄支部出雲分会組合員A 1に対してなした昭和45年4月30日付の懲戒解雇を取り消し、同人を原職に復帰させるとともに、解雇の日から原職に復帰するまでの間に同人が受けるはずであった諸給与相当額を支払わなければならない。
- 4 申立人のその余の請求を棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人一畠電気鉄道株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を置き、

旅客運送事業、百貨店、遊園地等を経営している企業である。

- (2) 申立人私鉄中国地方労働組合一畠電鉄支部（以下「私鉄一畠」という。）は、一畠電鉄労働組合（以下「一畠労組」という。）内の一畠労組民主化同志会（以下「同志会」という。）を母体として、昭和43年5月25日結成された一畠電鉄新労働組合（以下「新労」という。）がその後改称されたものであり、日本私鉄労働組合総連合会（以下「私鉄総連」という。）さん下の私鉄中国地方労働組合（以下「私鉄中国」という。）に加盟しており、組合員は現在約150名である。
- (3) なお、別に組織されている一畠労組は、全国交通運輸労働組合総連合（以下「交通労連」という。）に加盟し、組合員は現在約2,000名である。

2 私鉄一畠結成の経緯

- (1) 一畠労組は、戦後間もなく結成され、私鉄総連さん下の私鉄中国に加盟していたが、昭和29年2月私鉄中国を脱退した。
- (2) その後、昭和39年の会社と石見交通株式会社（以下「石見交通」という。）の合併問題（最終的には合併しなかった。）を契機として、一畠労組の組合員の間から、組合の体質改善、労働条件の向上を目指す者が有志という形で結集したが、組織化されるまでには至らなかった。
- (3) 昭和40年の一畠労組役員選挙に、(2)の有志の中からA3（以下「A3」という。）が委員長に立候補して当選した。昭和41年には、組合三役全部に(2)の有志の中から対立候補が立ち、選挙で争われた。
- (4) 昭和42年6月ごろから役員選挙で争うだけでなく、組織的運動をして組合の体質改善をはかるため、有志会が結成された。
- (5) 昭和42年12月1日有志会は、同志会と改称し公然と活動を行うようになった。同月行われた役員選挙では、自動車職場で同志会から立候補した5名が当選した。
- (6) 昭和43年5月25日一畠労組の執行部は、同志会員らの反対を押し切って臨時大会を開き、全日本労働総同盟（以下「同盟」という。）、交通労連加盟を決定した。
- (7) このため、かねて私鉄中国及び島根県労働組合評議会（以下「県評」という。）加

盟を目指していた同志会員は、近く一畠労組と会社との間にユニオン・ショップ協定が採用されるおそれがあり、もしさうなった場合は同志会員が除名されることにより、会社の従業員の身分を失うということが予想されたので、やむなく同じ5月25日夜新労を結成した。

(8) その後新労は、総評並びに私鉄中国に加盟し、私鉄一畠と改称した。

3 A 2 の組合活動について

(1) A 2 (以下「A 2」という。) は、昭和38年3月25日会社の三成営業所にバス車掌として入社し、昭和41年7月出雲営業所のバス車掌に配属された。

(2) A 2 は、入社後3ヵ月で本採用になると同時に一畠労組に加入したが、昭和42年11月有志会に加わり、同年12月1日同志会が結成されると同時に、その出雲分会の班長となり、組合の民主化を呼びかけるビラを配布したり、宿舎の問題で所長と職場交渉を行うなど、出雲分会の中心的人物として活動した。

(3) 昭和43年5月25日新労が結成されると、その組合員となり、同時に執行委員に選出され初代の青年婦人対策部長となり、同年9月の改選までその地位にあった。

(4) また、昭和44年4月私鉄一畠出雲分会の分会長に選出され、同年9月までその地位にあった。

4 A 1 の組合活動について

(1) A 1 (以下「A 1」という。) は、昭和36年11月入社し、松江駅前営業所のバス車掌に配属された。

(2) 昭和39年石見交通と会社との合併問題が起きたとき、A 1 は、県評、私鉄中国石見交通支部 (以下「私鉄石見」という。) 及び私鉄日の丸バス労組 (以下「私鉄日の丸」という。) の指導により、組合民主化並びに私鉄総連加盟の運動を行った。

(3) 昭和40年一畠労組の役員選挙の際A 1 は、組合の御用性を批判して執行委員長に立候補したA 3 の選挙運動を積極的に行った。

(4) 昭和40年7月 A 1 は、会社の母衣町営業所のタクシー運転手になった。

(5) 昭和42年9月ごろA 1 は、一畠労組内で民主化運動を目指す有志会に加入し、同じ

母衣町営業所のA 4らと組織作りを始め、同志会結成時には母衣町営業所で約30人の会員を集めていた。

- (6) 同年12月1日有志会が同志会になると同時にA 1は、同志会本部の委員に選ばれ、職場交渉、組織作り等に活動した。
- (7) 昭和43年5月25日新労を結成するとき、A 1はその準備をした一人であり、新労が結成されると同時に執行委員に選出され、昭和44年2月までその地位にあった。
- (8) 昭和44年1月A 1は、出雲営業所に配転になり、同年9月出雲分会の分会長に選出され、昭和45年2月25日ごろまでその地位にあった。その間同人は、会社に要求書を提出したり、所長と職場交渉を行ったり、所長、副所長、運行管理者（以下「運管」という。）らの言動に対して抗議するなど、活発な活動を行った。
- (9) 昭和44年3月18日A 1は、「島労委昭和43年（不）第11号一畑電鉄株事件」の第3回審問において、申立人私鉄一畑の証人として証言した。

5 会社職制の組合活動に対する介入について

- (1) 昭和40年7月A 1は、自分で大型二種の運転免許の資格をとり、会社に母衣町営業所のタクシー運転手に配属してもらうよう希望し、そのようになった。運転手の教育期間は、普通1週間ほどであるが、A 1の場合は約2週間かかった。
その教育のとき、A 1はB 1運管とかB 2係長から「普通1週間くらいで教育が終るが、お前が母衣町というから延びている。」との趣旨のことを言われた。
教育が終った後、母衣町営業所に行ったら、B 3所長から「遅くなったのは、君にここに来てもらつたらいいけないという人がいたからである。」と言われた。当時母衣町営業所には、一畠労組の執行委員長を5期勤め、40年の役員選挙でA 3と委員長を争って落選したC 1（以下「C 1」という。）が整備管理者（以下「整管」という。）として勤務していた。
- (2) 昭和41年C 1が母衣町営業所の所長になって、車の担当車替えがあった。当時、配属替えになると一番古い車が担当になることになっていたが、A 1より後で配属された者が24、5人いたにもかかわらず、A 1は一番古い車を割り当てられた。

- (3) 昭和42年10月、一畑労組の執行部を批判する有志会名のビラが、一畑労組の組合員の間に配布された。一畑労組は、執行委員会を開き、有志会は分裂を指向するものとの意思統一を行い、同月30日付で「一畑労組の組合員に問う」との見出しで、組合は一つでなければならず、有志会の策動に乗らないようにというビラを組合員の自宅に郵送した。
- (4) その後、有志会名のビラは出なかったが、県評、私鉄石見、私鉄日の丸の人たちが組合員の家庭を訪問し、私鉄総連に加入するとの署名を集めて歩くようになった。これに対し一畑労組は、執行委員会を開き、県評に抗議することと、組織強化のため執行部が中心になって組合員個人個人を点検する組織点検と、もし私鉄総連に入った者があれば説得して撤回させようという運動等を始めた。点検運動に加わったのは、執行委員、代議員それに組合員である下級職制等であった。
- (5) 同年11月25日、一畑労組の執行委員であり、また出雲営業所の運管で須佐連絡所に勤務しているB 4（以下「B 4」という。）は、社用で斐川郡佐田町東に行った帰りにA 5の家に寄り、有志会に入ったことを確認の上脱退するよう説得した。
- (6) 同年11月27日須佐連絡所のB 4は、休みをとり出雲営業所に出て、応接室に勤務時間中のA 6（以下「A 6」という。）を呼び、一畑労組の組合員でもある同営業所副所長のB 5（以下「B 5」という。）の立会で有志会から脱退するよう説得した。
- (7) 同日19時ごろB 4運管、B 5副所長、B 6運管、B 7整管の4名が、車で出雲営業所八神連絡所へ行き、勤務の終った同連絡所所属のA 2を、その車の中に呼び入れた。車の中で、B 5副所長とB 4運管が、19時ごろから22時ごろまで有志会を脱退するようA 2を説得した。
- (8) この説明の中でB 4運管は、「お前の友達のA 6は脱退届を書いたので、有志会員はお前一人になる。そうなると会社をやめなければならなくなるから、脱退届を書け。」と言った。翌日A 2は、A 6が脱退届を書いていないことを確認した。
- (9) また、A 2がこの説得の中で、「有志会をやめても、過去に入っていたということで考課給がつかないからやめない。」と言った。これに対しB 4運管は、「そんなこと

はない。」と言った。

(10) そしてA 2が、「今の組合は、御用組合だからだめだ。」と言ったら、前の助手席に座っていたB 4運管が後を向いて中腰になり、右手を振り上げてたたくようなかつこうをし、「なにい、お前がそこまでやるなら19（一畠労組の執行委員の数）対1で闘うか。」と言った。そしてA 2が「仕事がある。」と言うと、B 4運管は「自分が都合つけるから仕事なんか休め。」と言った。B 5副所長は、「B 4さん、ここまで言わなくていいから、もう黙っておれ。」と言って、A 2に「そげんきこ（「意地」の意味）はらんこに、ずっと一畠に勤めるのなら、黙って仕事をしておればいいけん。」と言い、有志会を脱退するように言った。

(11) その後A 2は、「寒くていけないから出してくれ。」と言ったら、「お前が脱退届を書くまでは、出さん。」と言われた。以後、黙っていたら「話にならんから帰れ。」と言われ、A 2だけ車から出た。それから約10分後に、来た時と同じ4名の者が車に乗って帰った。その日、車の中に呼ばれたのは、A 2一人である。

(12) 同年12月B 5副所長は、出雲営業所のバスの中に同志会員のA 7、A 8、A 6、A 2を呼び、「お前らは、出雲の同志会の主謀者だから、お前らがやめれば出雲の同志会はなくなる。だから脱退してくれ。」と言った。

A 7とA 8は、「1年や2年は考課がついても次の年からはつかないからやめない。」と言ったが、A 2は、弟が警察官の試験を受けるということで、B 5副所長から「私鉄総連は赤だから、兄がそんなことをやっていると警察官に採用されんだろう。」と言われ、またその後A 2の母からも同じようなことを言われて脱退した。A 6も姉の就職問題で、A 2と同じようなことを言われて脱退した。A 2、A 6とも、それぞれ弟、姉の就職が決ってから、同志会に再加入した。

(13) 昭和43年3月8日15時20分ごろ本社の教育管理部長代理B 8は、出雲営業所応接室にA 2を呼び、「今度新入生が入って来るが赤いものは赤で、緑は緑で何もわからぬい者だから、そっとしておいてやってくれないか。」と言った。A 2は、会社内に同盟系の一畠労組と私鉄総連加盟を目指す同志会とがあるので、赤と言えば同志会、緑

と言えば一畠労組で、新入生が入っても同志会に引っ張るな、という意味に受け取った。

(14) 同年5月25日一畠労組は、臨時大会を開き、同盟及び交通労連加盟を決定した。その際、それまでの大会では一度も発行されなかつた入場券が発行され、各職場の所長たちが組合員に配つたが、同志会員には渡されなかつた。A1らが会場に行つたが、入れてもらえなかつた。

6 A1のバスガイドに対する言動

(1) バスガイドを取り巻く当時の職場の状況

① かつて、バスガイドが出雲市にある寮に宿泊しているとき、男子従業員が夜バスガイドの宿泊している部屋に行つたり、女湯をのぞいたりしたことがあったので、会社は、バスガイドが一人で出雲市に宿泊する場合は、旅館で宿泊させるようにしていた。

② また、玉造営業所には、常駐のバスガイドがおり宿舎があつたが、1階には男子車掌、2階には女子車掌、3階にはバスガイドというように別れて宿泊していた。

③ 昭和44年5月当時私鉄一畠の新聞に、バスガイドのC2が、「バスガイドは一畠芸者と言われている。」ということを書いたことがあり、出雲営業所の男子従業員の間では、「一畠芸者」という言葉はよく使われていた。

④ また、当時出雲営業所の事務所では、男子従業員が女子従業員に対し冗談を言つたり、しりに触つたり、じゃれて抱きつくということがあつた。

⑤ 昭和40年ごろから観光バスの男子運転手とバスガイドの関係について、いろいろな風評が出た。この対策を立ててくれなければバスガイドとして会社に推薦するわけにはいかないという声が求人先の学校から出てきた。

(2) 事件当日のバスガイド並びに運管に対する言動

① 昭和44年5月12日18時20分ごろA1は、C3（以下「C3」という。）に組合の話をするために、出雲営業所事務室の収入金計算所の南側隅で、C3の収入金の計算が終るのを横に座つて待つていた。

② その時、バスガイドのC 4（以下「C 4」という。）とC 5（以下「C 5」という。）は、観光係の机のところにおり、そこから帰るときA 1とC 3に「上成まで何分かかるでしょうか。」と聞いたので、A 1とC 3は「5分くらいなものだ。」と言った。

そしてC 3が、「もう仕事は終ったかい、今からデートするか。」と言ったら、C 4とC 5は「やだわ。」「私は、泊って明日は早いから。」と言った。

③ その後C 4とC 5は、B 9（以下「B 9」という。）運管のところに行き、仕事が終った報告をし、その証明のための印鑑を押してもらった。その際、翌日が朝早い勤務だったので翌日の分も押印してくれるようたのんだが、「明日の分は、朝早くても明日押してやる。」とB 9運管に断られ、C 4とC 5は納得して観光係のところに帰った。

④ A 1とC 3は、同事務室内でB 9運管とC 4、C 5のやりとりを聞いていたので、A 1が観光係のところに帰ってきたC 4とC 5に、事務所中に聞こえるような声で、「お前たちは、頼み方が悪いわな、ちょっとスカートをめくるかウインクすれば、押してくれるのに。」と言ったら、二人のバスガイドの内の一人が「そんな破廉恥なことしゃあしないわね。」と言った。A 1はさらに、「一畠芸者ならするがの。」と言ったら、二人のバスガイドの内の一人が「芸者とガイドとは違うわね。」と言った。それに対しA 1は、「それもそげだけど、芸することに変りはないわね。」と言ったら、C 3が「芸者なら何でもするわな。」と言った。そして二人のバスガイドが、「こんなところへもう来ないわね。」と言ったので、C 3が「おう、お前の顔なんか見たくない、もう二度と出雲へ来るな。」と言い、二人のバスガイドは事務所を出て行った。

⑤ その後、C 3が計算受けの裏のボックスにカバンを入れて事務所から出ようとしたら、B 9運管がC 3に、「C 3君、あげな冗談を言うな、こげなことまで上司に報告せんけど、冗談が過ぎる。」と言ったので、C 3は「そんな冗談は冗談だわね。」と言って出た。

⑥ これを聞いていたA 1は、B 9運管に「B 9さん、あんたおかしげなこと言うね。あんたらも、ここの中で大分冗談を言ったり、飯を食べながら点呼したりするが、そげなこといちいち上司に報告しとるかや。」と抗議すると、B 9運管は「そげん冗談も過ぎるわね。こげなことまで上司に報告せんと言ってるがね。」と言った。

(3) 会社の処置とA 1の言動

- ① B 9運管は、このことを翌日の朝所長に報告した。
- ② バスガイドは、本社の観光バス課に所属しており、当時B 10（以下「B 10」という。）業務係長の指揮下にあった。
- ③ B 10は、バスガイドが出雲営業所へ行くことをいやがるような態度になったので、その原因をバスガイドに尋ねたが言わないし、出雲営業所に何回も電話で聞いてみたところ、C 4とC 5がA 1に冗談を言わされたということが分かった。
- ④ B 10は、観光課長と相談したが、いい解決案が出ないし、いつまでもこのままにしておかれないと思い、事件の約1週間後B 11教育管理部長（以下「B 11部長」という。）にバスガイドのC 4とC 5が出雲営業所で、A 1に「一畠芸者」などと言われ侮辱されたと報告し、そのことが原因でバスガイドが出雲営業所へ行くことをいやがっているので、解決してほしいと言った。
- ⑤ B 11部長は、B 10に対し侮辱を受けた二人のバスガイドの供述書を作って提出するよう指示した。
- ⑥ また、B 11部長は、出雲営業所のB 12所長に電話で、現場にい合わせた関係者の供述書とA 1の自供書をとって提出するよう指示した。
- ⑦ 同年5月19日B 10は、C 4とC 5に対し個別に事情聴取を行い、供述書をとりB 11部長に提出した。
- ⑧ 同年5月21日B 12所長は、B 9運管と事務係のC 6（以下「C 6」という。）より供述書をとりB 11部長に提出した。
- ⑨ B 11部長は、B 9運管とC 6の供述書を受け取ったが、A 1の自供書がないので同年6月4日その理由をB 12所長に電話で問い合わせたところ、B 12所長は、「A 1

が、自分は冗談で言ったのにそんな大げさなことをしなくてもいいじゃないか、と言ひ自供書を出さないので提出しなかった。」と答えた。

⑩ B11部長は、A1が自供書を提出しないので同人を出頭させるようB12所長に指示した。

⑪ 同日A1は、A9（以下「A9」という。）書記長と同行してB11部長のところへ出頭した。A9は「自分のところの組合員が呼び出されたので立ち会わせてほしい。」と要求したが、B11部長は、「組合員としてでなく従業員として呼んでいるので立ち会わせるわけにいかない。」と言って、A9を引き取らせた。

⑫ A1は、B11部長の取り調べに対し、A1とC3が言ったことを話し、「自分は冗談で言ったのにガイドの気持ちを傷つけたのならこの二人のガイドに謝るから会わせてくれ、謝ればいいではないか、B9運管に対する上長侮辱については、B9運管と話し合いをさせてくれ、本社で取り上げる必要はないじゃないか。」と言ったがB11部長から、「とにかくここまで上がって来たし、就業規則にもうたってあるし、書かないと就業規則違反になる。」と言われ、結局A1はB11部長の要求に応じ、自供書を書いて提出した。しかし、C3に対する取り調べはなされなかった。

⑬ その後A1は、観光課のB10のところに行き、「謝りたいから二人のガイドに会わしてくれ。」と言ったが、「今はいない。」「とにかく会わせられない。」という返事で、結局会わずに帰った。

⑭ 同年6月13日懲戒審査委員会が開催され、A1には弁明の機会を与えられないと、7月23日付で出勤停止20日の処分が決定され、会社は同日付で同人に処分を通知した。

⑮ 同年6月27日A1は、出雲営業所でB13所長から、6月26日付の懲戒審査委員会決定通知書を受け取り、6月27日付で不服申立書を会社に提出した。

⑯ 懲戒審査委員会は、7月12日A1の不服申立書は再審査請求として受理しないのが相当であると決定し、社長に答申した。

⑰ 同年7月17日付で、A1の不服申立は受理しないとの懲戒審査委員会決定通知書

が、A 1 に出された。

⑯ このようなことで懲戒処分を受けたのは、A 1 が初めてであった。

7 A 1 の C 7 に対する言動

(1) C 7 の組合経歴について

① C 7 (以下「C 7」という。) は、昭和41年1月20日会社に入り、昭和46年7月30日退社した。

② C 7 は、一畠労組と同志会並びに私鉄一畠の間を行ったり来たりしており、昭和44年9月 A 1 が私鉄一畠出雲分会の分会長をしているとき、私鉄一畠に加入した。

③ A 1 は、C 7 が今まで両組合間を行ったり来たりしたことのある人だから、何かの役職につけたら私鉄一畠を脱退しないだろうと考え、C 7 を出雲分会の青年婦人部長に推し、C 7 はその役職についたが、C 7 は私鉄一畠を通じ労働金庫から金を3万円借りると1ヵ月半ほどで、私鉄一畠を脱退し一畠労組に再加入した。

(2) 事件当日のC 7 に対する言動

① 昭和45年2月27日予備勤務のC 7 は、出雲営業所休憩室のストーブの周りのいすにヤクルトを配るおばさんと並んで座っていた。

② 同日9時50分ごろ、A 1 が休憩室に入って来てヤクルトのおばさんからヤクルトをもらい、C 7 の肩を押して「お前、そこどけやい。」と言って横にずらせ、そこに座った。

③ C 7 が、「なんでどかんといけんか。」と言ったらA 1 は、「なにい、お前文句があるか、ちょっと出ろ。」と言って立って、C 7 の上着のえりを引っ張った。

④ A 1 が先に立ち、C 7 は続いて休憩室の外へ出た。外に私鉄一畠の組合員であったが既に退社していたA10がおり、「なにか。」と聞いたのでA 1 は、「ちょっと来いやい。」と言って、C 7 を食堂に連れて入った。

⑤ A 1 は、C 7 を食堂の入口を入って突きあたりのロッカーのところに連れて行った。A10は、2メートルくらい離れたところに立っていた。

⑥ A 1 は、C 7 に「お前は、こうもりみたいなやつだな。」と言い、さらに「同志

会ごろから行ったり来たりして、私鉄に来るときは錢借りるときだけか、この間青婦部長にしたらすぐ脱退して、お前は、女の腐ったみたいなやつだ。」と言った。

⑦ それに対しC 7は、「なに一、なに一。」と言って逃げようとしたので、A 1は「おい、まだ話はすんどらん。」と言ってC 7の上着のえりをつかんで止めた。

⑧ そして「行ったり来たりしどうが、それでいいと思ってるか。」と言ったが、次の乗務の時間が近づいていたので、「お前、もうおれの前に顔を出すな。」と言ってA 10と食堂を出た。

⑨ この間、A 1はヤクルトを飲みながら話しており、C 7の上着のえりをつかみ数回木製ロッカーに押しつけた。

(3) 事件後のC 7の言動

① C 7は、14時ごろB 14運管に断って、会社の出雲営業所従業員が行きつけにしているC 8医院へ行った。

② C 7は、C 8医師に「けんかして痛いし、休まないといけないので診断書を書いて下さい。」と申し出、両肩と首筋に湿布してもらい、『左頸部背部挫傷により向後3日間休業の上安静加療を要する』との診断書を書いてもらい、17時ごろ出雲営業所でB 9運管に提出し、明日から休みたいと申し出た。(会社の就業規則によると、診断書は7日以上の病気欠勤の場合に提出することになっている。)

③ B 9運管はどうしたのかと聞き、C 7はA 1とのいきさつを話した。B 9運管は、翌28日の朝B 13所長に、C 7がA 1から暴行を受け、今日から休んでいる旨報告した。

④ B 13所長は、自ら調査しないままに直ちに本社のB 11部長に電話で報告し指示を仰いだ。B 11部長は、C 7の診断書と自供書、A 1の自供書をとって書類で報告するようB 13所長に指示した。

⑤ B 13所長は、同日10時ごろA 1を応接室に呼び、B 5副所長と事情聴取を行い、自供書を提出するよう言った。

⑥ A 1は、自供書の提出を少し待ってもらい、私鉄一畠の事務所に電話したらA 4

がおり、「相談しておくから書くなよ。」と言われた。

⑦ A 1は、B 13所長に「こんなことでは自供書は書かない。」と言ったが、「こんなことでは、何にもならないから。」と言われ、結局自供書を書いて出した。

⑧ A 1は、再び私鉄一畑の事務所に電話したらA 9がおり、C 7とのやりとりについて自供書を書いたと言ったら、A 9に「そんなものを書いたらいけない、それがどういうふうに悪用されるかわからないからもどしてもらえ。」と言われた。

⑨ A 1は、「もどしてもらいます。」と言ってB 13所長のところに行ったが、所長はC 7の家に出かけていなかった。

⑩ B 13所長は、A 1から自供書をとった後、C 7の家に行き、C 7より事情聴取を行い自供書を提出させた。

⑪ 16時ごろB 13所長は営業所に帰り、C 7の自供書と診断書、A 1の自供書を自分の机にしまった。

⑫ A 9は、A 1のC 7暴行事件後1週間くらいしてC 8医院へ行き、C 8医師から「C 7が2、3日休みたいから診断書を書いてくれと言って来たので、肩のところを見たがどうもなっていなかった。こんなことで休まなくてもよいではないかと言ったが、本人が痛いと言うので看護婦に湿布をするよういいつけた。世間でも、本人が休みたい、痛いと言えば、2、3日ぐらいの診断書を書くことは、よくあることではないか。打撲か何かの診断書だったと思うが、2、3日の打撲なんて知れたものですよ。」との話を聞き、またC 7に湿布をした看護婦から、「肩のところをよく見てもどこに湿布してよいかわからなかつたので、本人にどこが痛いか聞いて、言った場所に湿布した。」との話を聞いた。

8 A 2のB 9運管に対する言動

(1) A11の事故について

① 昭和45年2月27日17時30分ごろ、会社の出雲営業所車掌で、私鉄一畑の組合員であるA11（以下「A11」という。）が、私用で車を運転中、鳥取県西伯郡名和町で、自転車に乗っていた人をはね大けがをさせた。本人及び同乗者にけがはなかつた。

- ② 同日17時30分ごろと同50分ごろ、A11の車に同乗していた女性から出雲営業所のB 9運管に、A11が事故を起こした旨電話連絡があった。
- ③ B 9運管は、すぐ平田市のA11の自宅にA11が事故を起こした旨電話連絡したところ、おばあさんがおり、できるだけ早くA11の父の方から出雲営業所へ連絡させることのことであった。
- ④ その後所長、副所長に電話したが、いずれも不在で、連絡がとれたのは、その日大分遅くなつてからである。
- ⑤ A11の父とB 9運管との連絡がとれたのは、A 2が出雲営業所から帰つてからで、B 9運管は、「お父さんも不慣れでしようから、会社からだれかついて行きましょうか。」と言つたが、「今夜のところは、私一人で行つてきます。」とのことであった。

(2) 事件当日のA 2の言動について

- ① 昭和45年2月27日19時ごろA 2は、A11の事故を知り同日19時10分ごろ出雲営業所に行つた。
- ② A 2は、B 9運管に「A11が事故をやつたそつだが、だれか行つておられるかいね。」と聞いたら、だれも行つていないことであつた。
- ③ A 2はさらに、「だれか行つてもらえんかいね。所長、副所長はどこにおられるかね、もう電話されたかね。」と言つたら、B 9運管は「もう電話したけど、所長、副所長ともどこにおられるかわからん。」と言つた。
- ④ A 2は、「主任は。」と言つたら「所長、副所長に連絡してあるからそこまでする必要はない。」と言われた。
- ⑤ A 2は、B 9運管に対し、「同盟系のC 9（以下「C 9」という。）が事故をやつたときには、会社はすぐ現地にとんで行つて事故処理をやつたのに、私鉄系のA11が事故をやつたときには、会社からだれも現地に行つてくれないじゃないか、これは差別だ。」と抗議した。
- ⑥ B 9運管は、C 9が事故を起こしたときの状況を話し、「A11の家からもまだ連絡がないので、所長、副所長の指示を待つて処置する考えである。」と言つた。

⑦ A 2が、「事故を起こしてからもう2時間にもなるのに、所長はどこに行っているのか。」と言うと、B 9運管に「所長が私的な時間にどこに行こうと、お前がとやかく言うことはない。生意気なことを言うな。もう少し物事を考えて言え。」と言わされた。

⑧ これに対しA 2は、「お前は、これくらいなことしかならんだろう。」と言い、B 9運管は、「がたがた言うな、もう帰れ。」と言った。A 2は、「お前みたいなものは話にならん。」と言い、かなり激しく口論が続いた。

⑨ そのとき、そばで聞いていた運転手のC 10（以下「C 10」という。）がA 2に、「A 2、お前は上司に向ってなんということを言うか、言葉づかいに気をつけろ。」と言った。それに対しA 2は、「横からお前みたい者は黙っとれ、ごますり。」と言い、その後A 2とC 10との口論になり、つかみあいになりそうになったが、B 9運管とA 1が止めに入り、A 2は出雲営業所を出て帰った。

(3) C 9の事故について

① 昭和44年夏、出雲営業所の従業員で一畠労組の組合員であるC 9が、私用で自動車を運転中、鳥取県八頭郡戸倉峠で交通事故を起こし、本人も同乗者もけがをしており、警察の手で病院へ運ばれた。

② 同日2時ごろ出雲営業所に現地の警察から、C 9が事故を起こし、事故車が道路妨害をしているのすぐ引き上げに来いとの連絡があった。

③ この連絡を受けたB 14運管は、すぐ所長とC 9の自宅に連絡した。

④ 所長は、すぐ行かせなくてはならないと指示し、これを受けたB 14運管は、当時出雲営業所の運管であったB 15と運転手のC 11を呼び出して、現地に行かせた。

⑤ 事故連絡を受けたC 9の家からは、C 9の兄がすぐ出雲営業所に出て来て、会社の方からもだれか一緒に行ってくれるよう依頼があった。

⑥ また、同乗者の勤務先である大和紡績株式会社出雲工場からも、車で救援に向かった。

(4) 従業員が交通事故を起こした場合の会社の処置について

会社は、連絡のあった交通事故についてはほとんど救援を行っているが、基本的に交通事故の連絡を受けた者が所長に連絡し、所長の判断によって行っている。業務上の事故の場合には、必ず行っている。

3 A 1 の自供書返還交渉における A 1 、 A 2 の言動と会社の処置

(1) 交渉の経過及び A 1 と A 2 の B 13 所長に対する言動

- ① 昭和45年2月28日16時ごろ、私鉄一畑の三役ほか7、8名の抗議団を乗せた宣伝カーが出雲営業所に着いた。この抗議団は、私鉄一畑が行った会社の広瀬営業所におけるステッカー闘争に対し、会社が告訴したので、その抗議行動のため会社の各営業所を回っていたものである。抗議団は、A 1 の自供書提出の事情をあらかじめ A 9 から聞いていたので、出雲営業所ではその返還交渉の目的も持っていた。
- ② A 1 は、抗議団と一緒に事務室に入り、所長の机の右横、私鉄一畑の三役は正面にそれぞれ位置して立ち、他の者は所長の机を取り囲む形で交渉が始った。
- ③ 最初に発言したのは A 1 で、「所長さん、自供書を返してごしない。」と言った。これに対し B 13 所長は「なぜ、返さなくてはならないか。」と A 1 に聞き、 A 1 は、「自分が書いたものだから、返してくれてもいいじゃないか。」、「間違つておるかもしけんから書き直すから返してくれ。」などと、返してもらうためにいろいろなことを言った。
- ④ 所長は、 A 1 に「自分が書いたものだから、あんたが一番よく知っているはずだ。返す必要はないじゃないか。」「内容が間違つていれば、もう 1 枚別な自供書を出せばそれも一緒に本社に提出してあげる。」「本社に自供書をとったと報告してあるので、返せない。」などと言った。
- ⑤ A 1 は、「とにかく返してごしない。」と懇願していたが、所長は、「本社に報告してあるので、返せん。」と同じような押問答が続き、話はまとまらなかった。
- ⑥ この間、この交渉に参加していた私鉄一畑の A 12 (以下「 A 12 」という。) 執行委員長は、営業所の段階でおさめて本社まで報告しなかった暴行事件の例をあげ、 A 1 の自供書を返すよう所長を説得したが、所長は「本社に報告してあって、自分

の一存ではどうにもならん。」と言うだけでそれ以外のことを答えようとしなかった。

- ⑦ また、A 2 も、所長に出雲営業所とその寮で発生した暴行事件の例をあげ自供書を返すよう言ったが、所長は黙ったままであった。
- ⑧ この交渉の途中でA 1 が、「代わりのものを出せば、返してくれるか。」と言ったら所長は、「代わりを出せば、交換してもいい。」と言ったので、A 1 はその場で1、2行書いたもの出したが、所長は「こんな簡単なものではだめだ。」と言って返さなかつた。
- ⑨ この交渉は各人がそれぞれ発言しており、団体交渉のようなふん囲気で行われたが、始まってから30ぐらいしても一向に交渉が進展しなかつた。
- ⑩ この交渉の途中で突然A13（以下「A13」という。）が、所長の机の上に敷いてあるガラスをたたき、「なぜ自供書を返さんか。」と大声を上げたが、周りの者がガラスが壊れると言って止めた。
- ⑪ その後、急にA 1 が「どうしても所長、自供書を返してくれんなら、ようしやつたる。」と言って立ち上がったので、近くにいたA 7 とA13が「A 1 やめろ、おれらは解雇になっているから、おれらがやってやる。」と言って止めた。
- ⑫ A 1 は、「何もしやあせんわね。こんなことでは、らちがあかんわね。」と言って事務所から出て、宣伝カーの中で後からついて出たA14と、「らちがあかん。」と話していた。
- ⑬ その後A 2 も、「所長、おらやつがおとなしく出ら、お前はいい気になりさがつて、お前がそぎやん気なら今後徹底的にやつたるぞ。」と言った。A15（以下「A15」という。）も同じ趣旨のことを言い、一時的に事務所内は騒然となった。A 2 は、その後事務所を出て休憩室に行って、その後の交渉には加わっていない。
- ⑭ A 1 が事務所を出た後、B13所長はこの状態をおさめるためB 5 副所長と相談して、この交渉に参加していた出雲営業所の運転手で私鉄一畠の出雲の執行委員であるA16（以下「A16」という。）を応接室に呼んだ。そこに私鉄一畠の三役も加わり、B13所長、B 5 副所長、A12執行委員長、A17副執行委員長、A 9 書記長、A16の

6人で話し合い、代わりのものを出せば返すということで話がついた。

⑯ A9は、応接室から出て休憩室にいたA1のところに行き、「所長と、代わりを出せば返すと話がついたから代わりを書け。」と言ったが、A1は交渉の途中で所長に断られはしたもの一度代わりのものを出しており、「もう代わりは書いて出した。」と言った。

⑰ A9は、「そうだね、そんならちょっと話してくるわ。」と言ってB13所長のところに行き、「A1は、もう既に代わりを書いて出してあると言っているが。」と言うと所長は、「代わりをもらったけど、簡単すぎて代わりにならん。」と言った。A9は、簡単すぎるとはどの程度か聞いたたら、1行ぐらいしか書いておらん、ということだったので、A9もあまりに簡単すぎると考え、もう1回書かせるから、と言つてA1のところに行った。

⑯ A9は、A1とC7のやりとりの状況をA1から電話で聞いていたので、簡単に自供書の原稿を書き、このとおりに書けと言ってA1に渡した。A1はそれを持って宣伝カーの方に行った。

⑮ A9が、また事務所に引き返したところ、B13所長とB5副所長は宿直室に移っていたので、そこに行き、「今A1に代わりのものを書かせるから、前に書いたものを返してくれ。」と交渉した。B13所長は、「それなら返しましょう。」と言い、最終的に話がついた。

⑯ A9は、最終的に話がついたので、また宿直室を出てA1のところに行き、「所長が返すと言っているから、もらって来い。」と言った。

⑰ A1は、「ああ、そうですか。」と言って、宿直室にいたB13所長のところに行き、「所長さん、もどしてごされるかね。そんなら頼むわ。」と言ったら、B13所長は、黙って宿直室を出て事務所の自分の机のところへ行った。A1は、B13所長の後からついて行った。

⑱ B13所長は、自分の机のかぎを開け自供書を取り出し、「はい、これ。」と言ってA1に差し出した。

㉒ A 1は、「どうも。」と言って受け取り、入口の方に歩いて出かけた。B 13所長は、代わりのものが提出されないのでびっくりして、「おい、ちょっと待て、代わりのは。」と大声を出したが、A 1は、「返してくれと言っただけだ。」と言って事務所の外に出た。

㉓ B 13所長は、事務所のストーブに当っていたA 9に、「A 9さん話が違う、代わりをごさんぞ。」と言った。A 9は、すぐ事務所を出てA 1に、「約束したことだから、代わりのものを出さんといけん。」と言った。

㉔ A 1は、B 13所長のところへ行って便せんをもらい、宣伝カーの中でA 9が書いてくれた原稿を見て書いて、B 13所長に提出した。

㉕ B 13所長は、提出された代わりの自供書を見て、「印鑑が押してない。」と言ったが、A 1に「印鑑は持っていない。自分が書いたものだからよいではないか。」と言われ、A 15からも、「アメリカではサインでとおっているのに、印鑑なんか押さんでもえわね。」と言われた。

㉖ B 13所長は黙っていたので、A 1はそのまま事務所を出た。

(2) 本件に対する会社の処置

① 昭和45年2月28日19時ごろB 13所長は、その日のてん末を電話でB 11部長に報告した。B 11部長は、そのことをてん末書にして報告せよと指示した。

② 同年3月2日B 11部長は、B 13所長からてん末書を受け取った。

③ 同年3月3日B 11部長は、出雲営業所へ行き、B 13所長、B 5副所長と、目撃者である、B 14運管、C 12、C 13、C 14から事情聴取を行い、供述調書を作成した。

④ B 11部長は、3月3日の調書で、同年2月27日A 11の事故に関連して、A 2がB 9運管と口論した事件を知り、これも問題であろうとして取り上げ、同年3月5日再び出雲営業所へ行き、B 9運管を取り調べ、供述調書を作成した。

⑤ A 1、A 2については、B 11部長は、事件の当事者なので調べても正常な答えは期待できないと判断し、調べなかつた。

⑥ また、A 1の自供書返還交渉に参加していた私鉄一畠の三役や組合員についても、

調査しなかった。

- ⑦ 同年3月5日社長名で、A1に対し、出勤停止命令書が出された。
- ⑧ 同年3月23日、A1のC7に対する暴行事件、B13所長に対する自供書返還交渉の際の言動並びにA2のA11事故に関連してB9運管に対して行った言動、A1自供書の返還交渉に参加した際の言動について、懲戒審査委員会を開催し、A1については懲戒解雇、A2については出勤停止20日の懲戒処分を決定した。
- ⑨ 同年3月25日付でA1及びA2に対して、懲戒審査委員会決定通知書が送付された。
- ⑩ 同年3月30日A1は、書面で再審査請求をしたが、懲戒審査委員会は、4月28日付でA1の再審請求は、就業規則第94条（再審査の請求の条項）第1項の必要要件を欠き、かつ同条第2項の「不つごうの事実が明らかな場合」に該当するとして、受理しないことを決定し、A1に通知した。
- ⑪ 同年3月31日A2は、書面で再審査請求をした。
- ⑫ 懲戒審査委員会は、A2の再審査請求書中の「事実誤認がある」との点について、A2を呼んで聞いたが、A2は、「地労委か裁判所だったら発言しますけど、御用組合のところで話すことはありません。」と言って事実誤認の点について明らかにしようとしなかった。
- ⑬ 懲戒審査委員会は、同年4月21日付でA2の再審査請求は、就業規則第94条第1項の必要要件を欠き、かつ同条第2項に該当するとして受理しないことを決定し、A2に通知した。
- ⑭ 会社は同年4月22日付でA2に対して、出勤停止20日の懲戒処分を決定したが、懲戒決定書には、就業規則の適用条項は、明記されていなかった。
- ⑮ 会社は同年4月30日付でA1に対して、懲戒解雇を決定したが懲戒決定書には、就業規則の適用条項は明記されていなかった。

10 類似事件

- (1) 松江南営業所において、B16所長当時、C15という運転手が、同僚のC16という運

転手を、ささいないきさつからなぐって前歯を折るという事件が起きた。当時運転者会という自治会の会長をしていたC17とB16所長が話し合い、B16所長は、本来なら懲戒ものだが本人も反省しておるようだし、今後こうゆうことをやらんと約束するなら、何とかここでおさめようということで、所長裁量でおさめた。

(2) 同じくB16所長当時、松江南営業所の片江宿泊所においてC18が、多少酒を飲んで帰り、寝ていた同僚のC19という運転手をたたき起こし、けったり踏んだりした事件が起きたが、B16所長はC18に、「お前さんは一度ならず二度もこんなことをした、それも大変なことだ。」と厳しくしかったが、被害者が同僚のことでもあるとして所長裁量でおさめた。

(3) 出雲営業所において、A1のC7暴行事件が起きる以前に、出雲の寮でA11が22時ごろ酒を飲んで帰り、3階のドアをげただけたため、2階にいたC20とC9が寮の外まで3階から引きずり降ろしてたたいた。A11は、鼻血を出していたが、それを玄関前で見ていた寮長であるB5副所長は、止めようとしなかった。C20とC9は、その後処分されていない。

第2 判断および法律上の根拠

1 A1に対する出勤停止20日の懲戒処分について

私鉄一畑は、会社が行ったA1に対する懲戒処分は、日常職場で起きていて、しかも社内処分として取り上げられたことのない程度のささいなことを処分理由として取り上げたもので、私鉄一畑をけん悪し、組織の破壊を目的とした組合活動家A1に対する差別的弾圧行為であり、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為であると主張し、一方会社は、A1に対する懲戒処分理由は、就業規則上全く正当なものであり不当労働行為ではないと主張するので、以下これについて判断する。

(1) 懲戒処分理由の当否

会社は、A1のバスガイドと運管に対する暴言は、事務所内で勤務中のB9運管とバスガイドに対して発せられたもので、このことは就業規則第89条第1項第2号（上長侮辱）、同第12号（社員に対する暴行に準ずる暴言）もしくは、会社と一畑労組と

の労働協約第23条に該当すると主張する。そこでまず上長であるB 9 運管侮辱についてみると、前記第1の6の(2)④で認定したとおり、A 1はバスガイドに対して「お前たちは頼み方が悪いわな、ちょっとスカートをめくるか、ウインクすれば押してくれるのに。」と言ったのであるが、バスガイドに向って言っていても当然B 9 運管にも聞えており、たとえA 1自身にB 9 運管を侮辱する気持ちがなかったとしても、事務所内で冗談でも上記のことを言うのは、上長侮辱に当らないとは言えない。しかし、前記第1の6の(1)④で認定したとおり、従来の出雲営業所では女子従業員に対し卑わいな言動が往々にして行われていた。また、B 9 運管は、途中からバスガイドとやりとりしたC 3の言ったことを重視して、C 3に対し「C 3君、あげな冗談言うな、こげなことまで上司に報告せんけど冗談が過ぎる。」と言ったのであり、A 1の言った言葉は、B 9 運管自身に対する侮辱であるとは、受け取っていなかつたことがうかがえる。また、第1の6の(3)⑧で認定したとおり、この程度の言動で懲戒処分を受けた者はA 1が初めてである。

次に、バスガイドに対する侮辱についてみると、第1の6の(2)④で認定したとおり、A 1がバスガイドに対し、「一畠芸者ならするがの。」と言ったとき、バスガイドが「芸者とガイドとは違うわね。」と言ってバスガイド自身いさか気分を害していたことがうかがわれる。しかし、前記のとおり従来出雲営業所では、女子従業員に対し卑わいな言動が往々にして行われていたので、バスガイド自身出雲営業所には何回も行ってそのふん囲気はある程度知っていたと考えられる。

また、第1の6の(1)①で認定したとおり、事件当時バスガイドが出雲市で宿泊する場合は、一人のときは旅館で、二人のときは寮で宿泊するようになっていた。これは、A 1のバスガイド侮辱事件以前に、バスガイドが出雲の寮に宿泊していると、同じ寮で宿泊している男子従業員が、夜バスガイドの部屋に行ったり、ふろに入っているのをのぞいたりしたことがあり、バスガイドが出雲の寮で宿泊することをいやがったため、上記の措置が取られたものであり、バスガイドに対し「もう二度と出雲に来るな。」と言ったことが理由ではなかった。以上のこと総合的に考えると、バスガイドが出

雲営業所へ行くことをいやがるようになったのは、会社の宿泊設備の不備と男子従業員の言動等が理由であったと考えられ、A 1 の言った言葉は、これらの状況下に起つた事柄であり、これが、会社が主張するように、バスガイドが出雲営業所へ行くことをいやがるようになった直接の原因とは考えることができない。

また、第 1 の 6 の(3)で認定したとおり、事件の重要な当事者である C 3 からは事情聴取も行わず、A 1 一人が言ったとして懲戒審査委員会にかけ、しかもそこには当事者である A 1 、C 3 も呼ばずに、懲戒処分を強行したことも併せ考え、会社の懲戒処分理由はいずれも当を得ない。

さらに会社は、バスガイドが出雲営業所へ行くことをいやがるようになったのは、A 1 の言動によるものであり、会社に対する業務妨害に当ると主張するが、採用するに足る疎明はない。

(2) A 1 の組合活動について

第 1 の 4 で認定したとおり A 1 は、同志会本部の委員、新労、私鉄一畑の執行委員として指導的役割を行い、特に組織作りの中心であり、熱心に活動した。このため、会社が A 1 の活発な組合活動に注目し、快く思っていなかつたであろうと思われる。このことは、第 1 の 5 の(1)(2)の各事例から推認されるところである。

(3) 不当労働行為の成否について

前記第 2 の 1 の(1)で判断したとおり、A 1 の言動は懲戒処分に値する十分な理由が認められず、かえって第 2 の 1 の(2)で判断したとおり、会社は A 1 の活発な組合活動に注目してこれをきらい、たまたま A 1 がバスガイドに言った言葉及びバスガイドが出雲営業所へ行くことをきらい出したことを理由として、A 1 を懲戒処分にしたものと言わざるを得ない。

以上の次第であるから、本件出勤停止の懲戒処分は、労働組合法第 7 条第 1 号に該当する不当労働行為であると判断する。なお、申立人は、A 1 の出勤停止の懲戒処分は、労働組合法第 7 条第 4 号違反であると主張するが、これを認定するに足る疎明がない。

2 A 1に対する懲戒解雇について

私鉄一畠は、会社が行ったA 1に対する懲戒解雇は、従来営業所内部でおさめていた程度の暴行よりはるかに軽いC 7との口論を暴行とし、それについて提出した自供書をB13所長と交渉の結果、代わりのものと交換に返してもらったのをB13所長に脅迫、侮辱を加え、自供書を窃取したとし、また1年前の懲戒処分を加重事由として処分したもので、私鉄一畠の団結権を侵害し、崩壊を企図し、組合活動家の企業外排除を目的としたものであり、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると主張し、一方会社は、A 1に対する懲戒解雇には、同人に就業規則違反行為があったので、同規則に基づく懲戒処分としてなされた正当な事由のあるものであり、何ら違法、不当な点はなく、不当労働行為ではないと主張するので、以下これについて判断する。

(1) 懲戒解雇理由の当否

会社は、A 1のC 7に対する暴行及びB13所長に対する脅迫、侮辱は就業規則第89条第1項第2号、書類窃取は同第9号もしくは同第12号に、また以前の懲戒処分の存在は同第90条に該当すると主張する。そこでまずC 7に対する暴行についてみると、第1の7の(2)(3)(7)(9)で認定したとおり休憩室でC 7のえりを引っ張って立たせたのと、食堂で木製ロッカーに数回えりをつかんで押しつけ、逃げようとしたのをえりをつかんで引き止めた程度であることがうかがえる。また、第1の7の(1)(2)(3)で認定したとおりC 7は、同志会、私鉄一畠と一畠労組の間で加入、脱退を繰り返し、最後にはA 1が、出雲分会の分会長のときに私鉄一畠に加入し、青婦部長までなったのに、私鉄一畠を通じて労働金庫から金を借りると、1カ月半ほどで、また一畠労組に加入するといった、C 7の態度を無節操として腹をたて、この行動に出たものであり、このことは第1の7の(2)(6)(8)で認定したとおり、A 1の言った言葉により明らかである。よって一概にA 1のみを責めることはできないものと言うべきである。また、C 7は、14時ごろ急に痛み出したと証言しているが、暴行を受けてから4時間も勤務についており、その後急に痛み出したというのは、後記診断書の病名からみて不自然である。しかも、C 7は、第1の7の(3)(2)で認定したとおり、診断書を会社に提出して3日間休

んでいるが、就業規則では第69条第2項で、「病気欠勤引き続き7日以上に及んだときは遅滞なく医師の診断書を提出しなければならない」と規定されており、入社後4年を経たC7が知らないはずはなく、理解できない。また、この診断書によると「左頸部背部挫傷により3日間の安静加療を要する」となっている。しかし、治療は湿布という打撲に対する処置であり、第1の7の(3)⑫で認定したとおり、A9がC8医師と看護婦に聞いた話によると、外傷もなく、どこに治療してよいかわからない状態で、C7の要請で診断書を書いている。C8医師も、「こんなことで休まなくてもよいではないか。」と言っている。

次にB13所長に対する脅迫、侮辱及び書類窃取について考える。まず、B13所長に対する脅迫についてみると、前記第1の7の(3)⑧⑨及び第1の9の(1)で認定したとおり、A1はA9から抗議団とともに交渉したもので、A13が、所長の机の上のガラスをたたいたところから事務所内が騒然としてきた。その中で、それまでおとなしく「返してくれ。」と言っていたA1が、突然立ち上がって「どうしても所長、返してくれんなら、ようしやつたる。」と言ったのであるが、これらの言動に対し所長が多少の恐怖を感じたことは考えられる。しかし、これはA1一人の言動より、むしろ抗議団の群集心理による言動に恐怖を感じたものだと考えるのが相当であり、その責をA1一人に帰せしめるのは無理があると言わなければならない。

次に書類窃取についてみると、前記第1の9の(1)で認定したとおり、応接室でB13所長と私鉄一畠の三役及びA16の間に、代わりのものと交換に、先に提出した自供書を返還すると話がまとまったことが認められる。A9がこのことをA1に伝えたのであるが、A1は交渉の場で、B13所長に断られはしたものの一応代わりの自供書を所長に出していたので、そのことを聞いたA9はB13所長にそのことを言うと、「あんな簡単なものはだめだ。」と言われた。そのため再びA1のところに行き自分で自供書の原稿を書いて、「このとおりに書け。」と言って渡したことでも認められる。A9は、A1がその原稿を持って宣伝カーの方に行ったので、そこで代わりの自供書を書いたものと考えたのも無理からぬところであり、A9はそういう考え方のもとにB13所長の

ところに行き、代わりのものと交換に返すということで最終的に話をつけた。そして、A 1 にこのことを伝えるつもりで、「所長が返すと言っているから、もらって来い。」と言ったと考えられる。A 1 は、最初に A 9 から、代わりのものと交換に話がついたと聞いたものの、また A 9 から、「所長が返すと言っているから、もらって来い。」と言われたので、B 13 所長が無条件で返してくれるものと信じたとしても、一方的に A 1 のみを責めることはできない。一方 B 13 所長は、A 9 と最終的に話がついたので、A 1 が代わりの自供書を持って来たものと考え、自分で机の引き出しを開け、A 1 に自供書を渡したものと考えられる。このように、A 9 の連絡の不十分さから、お互いの誤解に基づいた事件であることが認められる。

また、会社は、この交渉で事務所内が騒然とし、一時的にも業務が阻害されたと主張するが、具体的な説明がなく、仮に、一時的にせよ業務が阻害されたとしても、A 1 一人の言動によるものではなく、むしろ抗議団の言動によるものと考えるべきであり、A 1 にその責を負わせることはできないものと言うべきである。

以上判断したごとく、A 1 の C 7 に対する暴行、自供書返還交渉における B 13 所長に対する脅迫、侮辱及び書類窃取についての会社の主張は是認し難い。また会社は、加重事由として 1 年前に運管侮辱、バスガイド侮辱で出勤停止 20 日の懲戒処分を受けたことをあげているが、このことを含めて考えても、懲戒解雇理由は肯認できないものと言うべきである。

また、A 1 の自供書窃取について、B 11 部長が出雲営業所に行き調査したのであるが、一方の当事者である B 13 所長、B 5 副所長及びこの交渉を見ていた運管、事務員等のみから事情聴取を行い、もう一方の当事者である A 1 及び交渉に参加していた私鉄一畠の者からは、事情聴取及び懲戒審査委員会での調査も行っていない。これは、B 11 部長が、A 1 は当事者であるから、また私鉄一畠の者は交渉に参加していたということで、正常な答えは期待できないと判断して行わなかつたことが認められる。しかし、いやしくも企業の懲戒権の行使は、厳正、公平に行わなければならず、それゆえに懲戒権の行使のための資料の収集も、厳正、公平に行わなければならないと言う

べきで、権利に対する義務としてその責任があると言えよう。当事者だからこそ、正確に事実を把握するために事情聴取を行なわなければならず、会社の措置は納得できない。

(2) A 1 の組合活動

第1の4で認定したとおりA 1は、同志会本部の委員、新労、私鉄一畠の執行委員及び出雲分会分会長として指導的な役割を行い、職場交渉、組織作りに活発に活動した。このため、会社がA 1の組合活動に注目し、A 1をけん悪し、機会あれば職場から排除しようとしていたであろうことは、第1の4及び第1の5の(1)(2)(14)の各事例から容易に認められるところである。

(3) 不当労働行為の成否

前記第2の2の(1)で判断したごとく、A 1の懲戒解雇には、それに値する十分な理由が認められず、かえって第2の2の(2)で判断したとおり、会社はA 1の活発な組合活動に注目してこれをけん悪し、たまたまA 1が行ったC 7に対する言動及び自供書返還交渉の際の言動を奇貨とし、これにしや口してA 1を企業外に排除し、私鉄一畠の団結権を侵害し、崩壊を企図したものであり、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると言わざるを得ない。

以上の次第であるから、本件A 1に対する懲戒解雇は、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると判断する。なお、申立人は、A 1の懲戒解雇は労働組合法第7条第4号違反であると主張するが、これを認定するに足る疎明がない。

3 A 2に対する出勤停止の懲戒処分について

私鉄一畠は、会社がA 2に対して行った懲戒処分は、A11事故の際、B 9運管に対し抗議したときの言動と、A 1の自供書返還交渉に参加したときの言動を処分理由として取り上げたもので、私鉄一畠をけん悪し、組織を破壊するために私鉄一畠の活動家A 2に対して行った弾圧であり、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為であるとし、一方会社は、A 2に対する懲戒処分は全く正当なものであり不当労働行為ではない

と主張するので、以下これについて判断する。

(1) 懲戒処分理由の当否

会社は、A 2 の B 9 運管に対する言動は、勤務に従事中の運管の業務に関し、当該運管を侮辱したものであるとし、また A 1 の自供書返還交渉に関し、「こら所長、ばかたれ。おらやちがおとなしく出ればいい気になりやがって、お前がそげな気ならこれからやったるぞ、ばかたれ。」などと、大声でどなるなどし、気勢をあげて事務室を混乱させ、かつ上司である B 13 所長を侮辱したと主張するので、まず B 9 運管に対する言動について考える。

前記第 1 の 8 の(2)(3)で認定したとおり、昭和45年 2 月 27 日 17 時半ごろ、会社の出雲営業所車掌で私鉄一畠の組合員 A 11 が、鳥取県西伯郡名和町で人身事故を起こし、相手に大けがをさせたが、A 11 らはけがはなかったことが認められる。そして、すぐ出雲営業所で勤務についていた B 9 運管に連絡が入り、B 9 運管は、A 11 の父と所長、副所長に電話したが、いずれも A 2 が出雲営業所から帰るまでには、連絡がつかなかつたことも認められる。A 2 は、19 時ごろ A 11 の事故を知り、同 10 分ごろ出雲営業所に行き B 9 運管に、「A 11 が事故をやったそうだが、だれか行っておられるかいね。」と聞いたのであるが、このことは第 1 の 8 の(4)で認定したとおり、会社は連絡のあつた事故についてはほとんど救援に行っており、このことが念頭にあって、A 11 が事故を起こしてから 2 時間近くなるので、当然会社は、救援を行っているものと思っていたことがうかがわれる。そして、A 2 がいろいろ聞いてみると、まだ所長、副所長とも連絡がとれておらず、だれも救援に行っていないことがわかった。A 2 は、以前一畠労組の C 9 が事故を起こしたとき、会社から救援に行ったことを言って、「差別じゃないか。」と言ったのであるが、A 2 にしてみれば友人が事故を起こしているのに、所長はどこに行っているのか。」という発言になって表れたとみることができる。これに対し B 9 運管が、「生意気なことを言うな、もう少し物事を考えて言え。」と言

い、このころより売り言葉に買い言葉で口論になったことが認められ、その中で「お前は、これくらいなことしかならんだろう。」、「お前みたいな者とは話にならん。」とのA 2の発言があったことが認められるが、この言葉 자체は受け取り方によっては、運管侮辱に当らないとは言えない。しかし、この言葉は口論の中で言われたものであり、一方の当事者のみを責めるのは片手落ちと言うべきである。また、B 9 運管もこのA 2の言動を、上司に報告しておらず、B 9 運管自身は懲戒事由に該当するものは考えていなかつたことが認められる。その後、A 2とC 10の口論になり、A 2は出雲営業所を出て帰っており、他に運管侮辱に値するような言動は認められない。B 9 運管との口論の中で発言された、しかも一方の当事者であるB 9 運管自身も自分に対する侮辱と認めてはいないような、この程度の言辞を懲戒処分理由とする会社の主張は、採用できない。

次に、A 1の自供書返還交渉の際の、B 13所長に対する言動についてみると、第1の9の(1)⑧⑩⑪⑫⑬⑭⑮で認定したとおり、A 2がB 13所長に対し、「所長、おらやちがおとなしく出らお前はいい気になりさがって、お前がそぎやん気なら今後徹底的にやつたるぞ。」と発言したのであるが、一方第1の10で認定したとおり、このA 2の言動より悪質と思われる暴行事件ですら会社は、何の処分もしておらず、それらの暴行よりはるかに軽いA 2の言動を出勤停止の懲戒処分理由とする会社の主張は採用できず、B 9 運管に対する言動と併せ考えても出勤停止についての会社の主張は容認できない。

また、このA 2の言動はB 11部長がA 1の自供書窃取事件を調査したときに、これも問題があるとして取り上げたものであるが、B 11部長は、A 2については当事者であるから正常な答は期待できないと判断して調べていない。いやしくも会社の懲戒権の行使は、厳正、公平に行われなければならず、その懲戒権行使のための資料も厳正、公平に収集されなければならないものと言うべきで、前記A 1の場合と同様に会社の措置は納得できない。

(2) A 2の組合活動

第1の4のとおりA2は、同志会出雲分会班長、新労執行委員及び青年婦人対策部長、私鉄一畠出雲分会分会長として、出雲営業所における労働組合活動に指導的役割を果し、ビラ配布、職場交渉を行うなど活発に活動した。このため会社が、A2の組合活動に注目していたであろうことは、第1の5の(8)(9)(10)(11)(12)(13)(14)の各事例から容易に推認されるところである。

(3) 不当労働行為の成否

前記第2の3の(1)で判断したとおり、会社の懲戒処分はそれに値する十分な理由が認められず、かえって第2の3の(2)で判断したとおり、会社はA2の活発な組合活動に注目して、これをけん悪し、たまたま起きた、B9運管さえも問題にしなかった、口論の際のB9運管に対する言動及びB13所長に対する言動を理由として、A2を出勤停止20日の懲戒処分にしたものと言わざるを得ない。

以上の次第であるから、A2に対する出勤停止20日の懲戒処分は、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為であると判断する。

4 誓約文の交付等について

申立人は、被申立人の誓約文の交付、木板掲示、新聞広告、掲載を併せて請求しているが、本件の場合この部分については、主文の命令によって救済の実を果し得るものと認める。

以上の事実認定及び判断に基づいて、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条によって主文のとおり命令する。

昭和50年2月22日

島根県地方労働委員会

会長 安田 登